

仙台市介護保険審議会
地域包括支援センター運営委員会

(第5期計画期間 第11回会議)

日時：平成26年12月18日(木)

午後1時30分～

場所：本庁舎2階 第1委員会室

次 第

1. 開会
2. 報告
 - (1) 地域包括支援センター設置運営法人の公募について
3. 議事
 - (1) 地域包括支援センターに関する基準の条例化について
 - (2) 平成26年度地域包括支援センターの事業評価及び指導の結果について
 - (3) 平成27年度地域包括支援センター受託法人選定の方針等について
4. 閉会

資 料

- 資料1 地域包括支援センター設置運営法人の公募について
- 資料2 地域包括支援センターに関する基準の条例化について
- 資料3 平成26年度地域包括支援センター事業評価結果について
 - 参考資料1 地域包括支援センターにおける取組事例集
 - 参考資料2 平成26年度地域包括支援センター自己評価の着眼点
- 資料4 平成26年度指定介護予防支援事業所指導の実施結果について
- 資料5 平成27年度地域包括支援センター受託法人選定の方針等について

地域包括支援センター設置運営法人の公募について

1 担当圏域の見直しについて

圏域内の高齢者人口が国基準の上限である 6,000 人を超えており、複数の日常生活圏域(中学校区)を有する根白石地域包括支援センターの圏域について、下記のとおり見直しを行う。

現行圏域	担当地域	見直し後圏域
根白石	根白石中学校区・館中学校区・住吉台中学校区	(仮称)根白石
	南中山中学校区	(仮称)南中山

見直しにあたり、見直し後の圏域のうち一方の圏域を現在の受託法人に引き続き委託し、もう一方の圏域については、公募により受託法人を選定する。

現在の受託法人への意向調査を踏まえ、(仮称)南中山圏域について、設置運営法人の公募を行う。

2 募集説明会の開催

平成 26 年 12 月 22 日(月)に、地域包括支援センター設置運営法人募集説明会を開催し、事務局から募集要項等について概略説明を行う。

説明会の開催については、仙台市ホームページに専用のページを設けたほか、サービス事業所等にメールとファクシミリで送信し、募集の実施及び説明会開催についての周知を行った。

3 事業者選定の方法

応募事業者から提出された書類の審査及び面接審査を行い、設置運営法人を選定する。選定にあたっては、地域包括支援センター(以下、「センター」という。)を運営する能力等を総合的に評価する。なお、総合評価の判断基準として点数制を採用するが、審査の結果、該当者なしとする場合もある。

(1)書類審査

応募法人から提出された書類について、事務局が確認を行う。審査基準は下記のとおり。

①安定した運営管理を行う能力

事業実績書により、センター運営にあたっての安定した運営管理能力の有無を判断する。

②センターを運営するにあたっての総合的な取組

応募事業者が考える、センターを運営するにあたっての基本方針や理念を確認するとともに、設置運営を希望し、応募に至った理由と、圏域に対する認識、さらには当該圏域でセンターを設置運営していくにあたっての方針等について確認する。

③運営体制

相談受付体制、個人情報保護への取組についての方針、災害時・緊急時の対策、中立・公正の確保、3 職種の連携・チームアプローチ、所長の業務管理方法など、幅広い観点から、応募事業者が考えるセンターの運営体制について確認する。

④事業コンセプト

委託業務の具体的な内容である「総合相談・支援及び権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「介護予防関連業務」「地域・関係機関との連携・ネットワークづくり」「認知症関連業務」について、それぞれの業務のあり方や進め方についての方針を確認する。

(2)面接審査

平成27年1月22日(木)～23日(金)に面接審査の実施を予定している。審査は、共通質問及び応募法人が提出した書類に関する質問により実施する。審査体制は保険高齢部長、高齢企画課長、介護予防推進室長、介護保険課長、泉区障害高齢課長及び家庭健康課長を審査員として構成する。

(3)選定方法

審査における評価項目と配点は以下のとおりとする。

評価項目	配点(点)
①安定した運営管理を行う能力	20
②地域包括支援センターを運営するにあたっての総合的な取組	10
③運営体制	35
④事業コンセプト	35
合計	100

4 受託法人の選定

平成27年1月下旬に開催予定の仙台市地域包括支援センター運営委員会での審議を踏まえ、選定法人を決定する。

5 受託法人選定及びセンター増設までのスケジュール

時期	内容
平成26年12月22日(月)	仙台市地域包括支援センター設置運営法人募集説明会
↓ 質問期間(～12月26日(金))	
平成27年1月7日(水)	質問回答日
1月15日(木)・16日(金)	応募書類受付
↓ 書類審査	
1月22日(木)～23日(金)	面接審査実施
1月下旬	仙台市地域包括支援センター運営委員会
〃	結果通知
3月中・下旬	平成27年度予算成立
4月1日	契約締結、センター増設

地域包括支援センターに関する基準の条例化について

1 パブリックコメントの結果

- (1) ご意見募集期間 : 平成26年11月10日(月)から平成26年12月9日(火)まで
 (2) ご意見の提出方法 : 郵送、ファックス、電子メール
 (3) ご意見の募集結果 : 5件

2 ご意見の内容と本市の考え方

(1) 介護予防支援に関する基準について

	意見内容	仙台市の考え方
1	<p>包括的支援事業に従事する職員(いわゆる三職種)が担当できる介護予防支援業務の件数に上限を設けることにより本来行うべき包括的支援事業を効果的に行えるものとする。</p> <p>三職種が新たに設ける上限を超えて介護予防支援業務を行う際には、居宅介護支援事業所への委託か当該地域包括支援センター内で三職種以外に介護支援専門員等を配置して対応を行うことが考えられるが、新たに介護支援専門員を配置する場合、委託費について体制整備加算を常勤で配置できるための十分な金額にするなど整備を行ってほしい。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に加え、介護予防支援事業の円滑な実施のためにも、地域包括支援センターの体制強化が必要であると考えており、検討を行ってまいります。</p>

(2) 地域包括支援センターの人員等に関する基準について

	意見内容	仙台市の考え方
1	<p>来年度より実施予定の地域包括ケアシステムによりさらなる業務加重が予想される。現人員では運営に支障を来すことも予想されるので、適正人員確保のための増員分の委託料の検討をお願いします。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの体制強化が必要と考えており、検討を行ってまいります。</p>
2	<p>①6000人以上に2000人に1名増員という新基準については、地域包括業務の多様化、複雑化、専門性が高くなっている今日、一様な基準では組織運営が難しいという見解を持つ。また、②ケアプラン担当件数によつての増員基準は必要である。</p>	<p>現行の国基準においても、客観的な基準となるよう第一号被保険者数に基づき配置職員数を定めており、本市の独自基準についても、同様に第一号被保険者数に基づいて定めてまいります。</p>

	<p>地域包括ケアシステムの推進が求められる中、地域包括支援センターが担う役割は大きなものがあると考えます。</p>	
3	<p>地域包括支援センターは相談件数が溢れているので、新たな基準を設けることは職員の資質向上のためにも良いと思う。</p>	<p>高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターが引き続き役割を果たせるよう努めてまいります。</p>
4	<p>独自基準案の、担当する区域における数がおおむね6,000人以上となる場合は、その超える部分についておおむね2,000人までごとに、1人を追加することには、大いに賛成する。</p> <p>しかしながら、今後は認知症高齢者の増加が大幅に見込まれることから、地域の最初の窓口である地域包括支援センターには、認知症に詳しい職員が必要であると考えます。</p> <p>認知症介護指導者、認知症介護実践リーダー、認知症介護実践者、認知症地域支援推進員などの研修受講を義務付け、委託費の増額や加算などの考慮も必要かと思う。</p> <p>事後対応で事案が複雑になる前に、事前の対策を行うことで、本人・家族にとっては質の担保に繋がり、行政にとってはコスト削減に繋がると思うので、仙台市独自の施策の検討をお願いします。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの体制強化が必要と考えており、検討を行ってまいります。</p>

3 方針

以上により、本市における基準の条例化については、本委員会に提案したとおり独自基準を設定し、その他は現行の国基準のとおりとする。

平成 26 年度地域包括支援センター事業評価結果について

1 実施目的

地域包括支援センター(以下「センター」という。)がこれまでに実施してきた事業実績の総合的な評価を行うとともに、仙台市からの委託業務が適切に行われていることについて確認するため、事業評価を実施した。事業評価の結果については、センターへ通知し、今後の事業運営に役立ててもらふものとする。

2 実施日程等

○実施期間:平成 26 年 9 月 16 日(火)～10 月 31 日(金)

○評価対象:計 20 センター

【対象の基準】

- ①昨年度の事業評価において、「業務内容に工夫・改善の必要性がある」という評価結果となった項目が 1 つ以上あったセンター
- ②昨年度の事業評価の実施以後、所長が変更となったセンター
- ③昨年度の事業評価の実施以後、配置されている 3 職種のうち 2 職種以上(または 2 職種のうち 1 職種以上)が変更となったセンター
- ④今年度新たに設置したセンター
- ⑤その他必要と認められるセンター

なお、平成 24 年度より 3 年間の複数年契約を締結しているセンターについては、契約期間中少なくとも 1 回以上の事業評価を実施することとしている。

3 実施方法

○業務評価の実施方法

包括的支援事業等の委託業務について、センターが事前に記載した「業務評価自己評価票」をもとに実地調査を行い、基準に基づいて評価した。(参考資料 2「自己評価の着眼点」参照)

※具体的な評価方法

包括的支援事業を中心に、「総合相談・支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防関連業務」、「地域・関係機関との連携・ネットワークづくり」、「認知症関連業務」、「運営体制」の 7 項目について、5 点満点で評価を行った。

○業務監査の実施方法

センターが実施している業務の事務処理等が適切になされているかについて、センターが事前に記載した「業務監査自己チェック票」をもとに、実地調査を行い確認した。

4 実施結果

(1)総括

「業務評価」については、評価を実施したすべてのセンターについて委託業務が適正に行われていることが確認された。

「業務監査」については、一部のセンターで指摘事項があったものの、センターの事業を実施するにあたり大きな支障をきたす事項はなく、事務処理等が概ね適正になされていた。

(2)業務評価の結果

業務評価結果、業務の一部に工夫・改善の必要がある、もしくは事業運営が困難である状態のセンターは無く、委託業務が適正に行われていることが確認された。センター全体の業務評価結果は以下のとおりとなった。

評価	箇所数	評価内容
優れた業務を実施している	15 か所	センターとして必要とされる業務が十分実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核として、多くの分野で充実した取組が行われている。
標準的な業務を実施している	5 か所	センターとして必要とされる業務が実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たしている。
業務の一部に工夫・改善の必要がある	0 か所	センターとして必要とされる業務は実施できているが、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核としての役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野がやや多い。
事業運営が困難である	0 か所	センターとして必要とされる業務が実施できておらず、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野が多い。

※ 「優れた業務」・・・7つの評価項目の平均点が4.0以上であり、かつ「業務内容に工夫・改善の必要がある【△】」という結果の項目がないセンター

「標準的な業務」・・・他にあてはまらないセンター

「業務の一部に工夫・改善の必要」・・・7つの評価項目の平均点が3.0未満であるセンター

「事業運営が困難」・・・7つの評価項目中、4つ以上が「業務内容に工夫・改善の必要がある【△】」であるセンター

(3)業務監査の結果

業務監査の結果、センターの事業を実施するにあたり大きな支障をきたす指摘事項はなく、評価を実施したすべてのセンターで事務処理等がおおむね適正になされていた。個別指摘事項は以下のとおり。

- ・主任介護支援専門員の配置がなされていない。(2か所)
- ・職員の入れ替わりが多いことから、引継ぎの徹底を要する。(2か所)
- ・相談室のプライバシー確保について、配慮を要する。(1か所)

5 今後の対応

評価を実施したすべてのセンターに対して、「平成 26 年度地域包括支援センター事業評価総括票」(参考資料参照)を通知する。

また、今後の事業運営にあたり参考にしてもらうために、事業評価の際に把握した各センターにおけるさまざまな取組の一部をとりまとめた「地域包括支援センターにおける取組事例集」(参考資料 1 参照)については、業務委託を行っているすべてのセンターに送付する。

各センターは、通知された結果や取組事例集等をもとに、今後さらに地域に根ざしたセンターとなるよう各種事業の見直し及び自主的な業務改善を実施する。

地域包括支援センターにおける取組事例集

平成 26 年度地域包括支援センター事業評価調査において把握したセンター業務におけるさまざまな取組の一部を下記のとおり取りまとめた。

今後の事業実施に際しての参考となるよう、各センターへ紹介してまいりたい。

1 総合相談・支援業務
<p>災害発生時に安否確認がすぐおこなえるよう、担当圏域内の要援護者の住まいが一目でわかるよう色づけしたマップを作成するなど、センター独自の災害時対応マニュアルを整備し、随時更新している。また、地域住民へ自助の備えとして独自に作成した防災グッズ準備チェック票を配布し、防災意識の向上に努めている。</p>
<p>独自に作成したセンターの周知チラシについて、回覧板による回覧のみでは閲覧しない方も多という意見を受け、町内会長と協力し圏域内全域に戸別配布をおこなっている。その結果、本人や家族のほか、民生委員や各関係機関からも情報が寄せられており、さらに情報に基づいて戸別訪問を実施している。</p>
<p>専門的な視点に立ち、相談で得た情報から課題をより明確にするためのアセスメントを実施している。対応にあたっては、定期的支援方針の整理をしながら、一貫性のある対応を行っており、支援状況についての所内での情報共有や振り返りを実施している。また、その対応について、支援経過記録に時系列にポイントを押さえて明瞭簡潔にまとめることで、担当者変更があった際にも引継が確実におこなえるようにしている。</p>
<p>市民センターや民児協の会合や町内会イベントなどに積極的に参加することで地域の関係機関へセンターの周知をおこなっている。また、民児協の会合に参加する際は全職員が順番に参加し、職種ごとの専門性に沿ったテーマで報告を実施するなど、工夫しながらセンターの周知や顔の見える関係づくりに努めている。</p>
<p>商店や金融機関との関係が薄いという課題解決のため、町内会や民生委員と連携して毎月 15 日の年金支払い日に金融機関前でセンターの周知や消費者被害についての啓発活動を実施している。</p>
2 権利擁護業務
<p>権利擁護に関する独自のチラシを作成し、地域の関係団体の会合に参加して制度活用をPRするなど周知活動に積極的に取組んでおり、さらにショッピングセンター内で人通りが多い立地条件の良さをいかして、センター前にパンフレット類を陳列するなど、制度の周知に努め相談や申立に適切に対応している。</p>
<p>高齢者虐待が発生しやすい地域の課題を解決するため、高齢者虐待防止ネットワーク構築事業を通じて地域の町内会や民生委員などのネットワークを構築して、高齢者虐待の情報が入りやすい体制づくりをおこない、事業終了後も介護支援専門員や行政と連携しながら見守りや訪問を継続している。また、権利擁護だけでは関心が薄い地域においては、認知症と関連付けて周知をおこなうなど関心を高める工夫をしている。</p>

平成 24・25 年度の認知症地域資源マップ等作成事業を通じて、認知症の普及啓発のため地域住民と立ち上げた劇団について、活動の幅を広げ、まもり一ぶの成年後見セミナーにて権利擁護の普及啓発をおこなっている。また、上演にあたっては劇団のメンバーで勉強会をおこなうなどメンバーのスキルアップにも努めている。

高齢者の多い住宅地で消費者被害が発生しやすいという地域の課題について、近隣大学の学生と連携して、実際に起きた被害についてインタビューを実施することで情報を把握し、その情報に基づいたシナリオで寸劇を作成し、被害の防止に努めている。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

圏域の居宅介護支援事業所やサービス事業所の介護支援専門員で構成されるネットワークを結成し、定期的に情報交換や研修の機会をもつことでスキルアップの機会を創出している。研修のテーマについてもアンケートをおこない、介護支援専門員の抱える課題の解決に役立てている。

担当圏域包括ケア会議を活用して、サービス事業者や医療機関だけでなく、民生委員や町内会役員も参加しての勉強会を開催し、地域住民とサービス事業者の顔の見える関係づくりに取り組んでいる。

圏域にある病院の医療相談室を定期的に訪問し、地域の課題や現状などを情報共有するとともに医療機関のニーズも把握し、介護支援専門員にフィードバックしている。また、医療機関による医療介護連携の取組みによる地域実習にも積極的に協力し、カリキュラムの中に介護支援専門員の業務理解が図れるように工夫することで、介護支援専門員と医療機関の橋渡し役となっている。

主任ケアマネジャーが圏域内の事業所を頻回に訪問し、顔の見える関係づくりをおこなっている。また、委託先の介護支援専門員に対するアンケート調査を実施することで、困りごとやニーズの把握をしている。把握した情報をもとに他センターとの合同研修やセンター単独の介護予防プランに関する勉強会を開催している。

圏域内の介護支援専門員の所持資格などを個別に把握し、介護予防ケアプランの作成を委託する際には介護支援専門員の得意分野を活かした支援ができるよう調整している。また、介護支援専門員の相談日を設けることで、介護支援専門員が相談しやすい環境づくりをおこなっている。

4 介護予防関連業務

郵送により把握された二次予防対象者について、全員に電話によるアプローチをおこなうとともに、アプローチを行う際にはできるだけわかりやすい言葉を使って二次予防事業の説明をおこなうなど、元気応援教室など二次予防事業につながりやすくする工夫をおこなっている。

介護予防自主グループが精力的に活動していることを受け、センターとして支援ではなく共に関わるというスタンスで良い関係性を築いている。また、介護予防自主グループでは難しい口腔やうつ、栄養、筋力向上などの専門的な内容については介護予防教室で取り上げるなど、相互に補完しあえるよう差別化を図っている。

介護予防教室について、町内会と連携し回覧板で周知を図っており、実際に回覧板を見て参加される方もいるなど参加者の増加につながっている。また、介護予防運動サポーターも介護予防教室に参加することで、自主グループの立ち上げにつながっている。

坂が多く移動が難しい反面、集会所等住民が集まれる場所が少ないなどの地域課題に対し、地域の介護保険事業所と連携し、事業所を会場とした介護予防自主グループを立ち上げている。また、仙台市より提供される二次予防該当者のデータを地域診断の材料として活用し、地域の状況に合わせたテーマで介護予防教室を実施している。

介護予防教室や介護予防自主グループでの基本チェックリスト実施に加えて、圏域の個人病院などにチェックリストを配布し、先生から患者へチェックリストを勧めていただけるよう依頼をしており、実際に医療機関から二次予防対象者の情報が入っている。

圏域内の介護予防自主グループが共同で「健康教室フェスティバル」を毎年開催しており、介護予防運動サポーターが中心となってテーマ設定や準備までをおこなうことでサポーター同士の連携強化、モチベーション向上につながっている。

5 地域関係機関との連携・ネットワークづくり

銀行や交番、郵便局、認知症カフェなど様々な関係機関とネットワークが構築できている。また、担当圏域包括ケア会議を通じて高齢者の生活に沿った社会資源の情報収集をおこない、「地域資源マップ」の作成を進めている。

担当圏域ケア会議において、防災や地域での見守りに役立ち、かつ本人の意向にも沿った「なんかあった時の連絡シート」の作成を進めており、シートの作成を通じて地域のネットワーク構築に努めている。

年度末に、センターの1年の活動内容についての報告会を開催しており、圏域の関係機関だけでなく地域住民も参加することで地域の関係強化につながっている。

圏域内の各関係機関との連携に加えて、地域の商店やクリーニング店などの新たな地域資源とも連携を図り、情報が入りやすい体制を構築している。また、地域資源を一覧表にして、随時内容の更新をおこなうことで、センターが情報を把握するとともに、介護支援専門員や住民にも適宜情報提供をおこなっている。

水道局での認知症サポーター養成講座をきっかけに水道メーター検針員と連携し、実際に気になる方の情報が寄せられるなど、着実に関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいる。

センター職員ごとの専門職としての業務に加え、圏域内の地区それぞれに担当を設けて継続的に関わっていくことで地域の状況を把握するとともに、顔の見える関係づくりに努めてセンターへ相談しやすい体制づくりをおこなっている。

圏域内の関係機関開催のイベントに積極的に参加するだけでなく、センターにおいてもイベントを開催し、民生委員や介護支援専門員をはじめとした関係機関や民生委員、地域の方が入りやすい開かれたセンターづくりに努めている。

6 認知症関連業務

認知症の症状で生活に注意が必要な高齢者についてリストアップし、交番に情報提供している。また、担当圏域ケア会議でも認知症をテーマに開催し、地域の中で高齢者を見守る体制が構築できており、認知症介護家族の体験談を聞く機会を持っている

認知症の専門医療機関との関係づくりができており、診断までつながるフローが構築できている。また、認知症の方については「もの忘れ相談会」、認知症介護家族へは「おちゃっこサロン」による交流会を実施し、支援をおこなっている。

センターへ認知症の相談が入った初動の段階でDASC-21を用いたアセスメントを実施、アセスメント結果に基づいて認知症初期集中支援推進事業の活用をおこなうなど、センターのコーディネート機能を発揮した早期発見・早期対応をおこなっている。

センター独自の認知症家族サロンを定期的で開催することで、家族の支援を行うだけでなく、参加した家族同士の交流のきっかけになるなど、地域のあらたなネットワーク構築にもつながっている。また、認知症の方を見守るための「見守り隊」や、徘徊者が出た際に活動する「見つけ隊」を地域で結成し、実際に徘徊者の発見につながるなど実績が出ている。そのような活動を通じて地域全体が認知症に対し高い意識をもっており、必要時にはセンターへ相談がはいる体制が構築できている。

立ち上げから関わっている地域の認知症介護家族交流会や認知症サロンに対し積極的に支援をおこなっており、運営についても随時検討を重ね、地域に即した体制づくりに努めている。また、認知症サポーターを「オレンジサポーター」として様々な活動に活用している。

7 運営体制

毎日ミーティングを開催し、業務予定や支援事例の共有を行い、ミーティングノートにそれらの記録を残している。また、月1回のロングミーティングでは、困難ケースなどの課題抽出をおこない、課題を所長会議にあげるとともに、翌月にはその進捗確認をおこなっている。

支援困難ケースや緊急性の判断が必要な場合は、複数職員で取組むとともに、支援経過記録はセンター内の話し合いも含め記録されており、第三者が見てもわかるように工夫している。また、会合の開催時や地域の催しもの機会を捉えて、各関係機関や地域住民の意見や要望を聞き、センター内で話し合い改善策を検討するなど、積極的に業務の改善に取り組んでいる。

様々な業務において、センター内で細かく回覧し職員間の情報共有をはかることで、担当以外の職員でも問い合わせに対応できるようにするなど、職員同士でフォローし合える体制が構築されている。また、法人独自の業務管理表や評価シートの作成により、職員一人一人が業務の進捗状況を確認して自己評価をおこなうことで、日頃から職員の質を高めるような取組みをおこなっている。

法人として人材育成に力を入れており、様々な研修を法人内で開催している。さらに、研修に参加した職員はセンター内で伝達講習会を開催することで職員全体のスキルアップを図っている。

項目	評価の目安		
	◎ (市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している)	○ (市が求める水準を満たした業務を実施している)	△ (市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する)
1. 総合相談・支援業務			
① 地域における潜在的な利用者の実態把握	<p>◇以下の取組を行い、計画的・効率的な実態把握に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動(民児協や町内会関係の会合等)への訪問・参加による情報収集 ・収集した情報に基づき、必要に応じての高齢者宅への戸別訪問 <p>◇本人や家族からの相談を待つのみではなく、日頃から様々な関係機関からの情報収集を行うとともに、関係機関からセンターへ相談が入る体制が構築されている。</p>	<p>◇以下の取組を行い、計画的・効率的な実態把握に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動(民児協や町内会関係の会合等)への訪問・参加による情報収集 ・収集した情報に基づき、必要に応じての高齢者宅への戸別訪問 	<p>◇地域活動への訪問・参加による情報収集や高齢者宅への戸別訪問の実施に至っていない。</p>
② 相談受付から支援に至るまでの適切な対応	<p>◇ワンストップサービスとして、以下の観点に沿い、相談から適切なサービス調整までを一体的に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者の必要な情報を把握するとともに、緊急性の判断をし、それらを記録している ・相談内容から訪問が必要と判断した場合、迅速に対応している ・関係機関への連携・引継を実施している ・定期的に状況を確認するなど、状態に応じた継続的な支援を行っている <p>◇以下の観点に沿い、相談から適切なサービス調整までを一体的に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への連携・引継を実施した後も、必要に応じて定期的に状況の確認を行っている ・支援の状況について、ケースカンファレンスなど所内での情報共有や振り返りを行っている 	<p>◇ワンストップサービスとして、以下の観点に沿い、相談から適切なサービス調整までを一体的に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者の必要な情報を把握するとともに、緊急性の判断をし、それらを記録している。 ・相談内容から訪問が必要と判断した場合、迅速に対応している。 ・関係機関への連携・引継を実施している。 ・定期的に状況を確認するなど、状態に応じた継続的な支援を行っている。 	<p>◇適切なサービス調整や状況確認が行えないなど、ワンストップサービスとしての役割が果たせていない。</p>

平成26年度地域包括支援センター自己評価の着眼点(その2)

【参考資料2】

項目	評価の目安		
	◎ (市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している)	○ (市が求める水準を満たした業務を実施している)	△ (市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する)
③ 防災への対応	<p>◇センターでかかわっている高齢者のなかで、災害時に援護が必要な人のリストを作成し、安否の確認が行えるようになっている。</p> <p>◇センター独自の災害時対応マニュアル等を整備している。</p> <p>◇個別に支援を行っている要援護高齢者に対し、訪問の機会等を生かして防災対策の啓発を行っている。</p> <p>◇平常時において、担当圏域内の防災体制の情報収集を行っている。</p> <p>◇災害時要援護者情報登録制度による要援護者リストについて、地域の関係団体等と情報交換を行うとともに、個別の支援方法について相談があった場合には、専門的な立場からアドバイスを行っている。</p> <p>◇地域の関係機関と連携し、地域の実情に応じた災害時の対応について整理している。</p>	<p>◇センターでかかわっている高齢者のなかで、災害時に援護が必要な人のリストを作成し、安否の確認が行えるようになっている。</p> <p>◇センター独自の災害時対応マニュアル等を整備している。</p> <p>◇個別に支援を行っている要援護高齢者に対し、訪問の機会等を生かして防災対策の啓発を行っている。</p> <p>◇平常時において、担当圏域内の防災体制の情報収集を行っている。</p> <p>◇災害時要援護者情報登録制度による要援護者リストについて、地域の関係団体等と情報交換を行うとともに、個別の支援方法について相談があった場合には、専門的な立場からアドバイスを行っている。</p>	<p>◇センターでかかわっている高齢者について、災害時に援護が必要であるかどうかという観点での整理ができていない。</p> <p>◇センター独自の災害時対応マニュアル等を整備していない。</p>
④ 福祉用具の展示 (実施しているセンターのみ)	<p>◇展示物が見やすく整理されているなど、利用者にとって分かりやすい展示となるよう工夫されている。</p> <p>◇地域の催しで紹介する等工夫しながら活用している。</p>	<p>◇展示物が見やすく整理されているなど、利用者にとって分かりやすい展示となるよう工夫されている。</p>	
2. 権利擁護業務			
① 成年後見制度の活用促進	<p>◇制度を理解し、他機関と連携しながら実際に制度の活用に関わっている(事例が発生していない場合、活用に関わることが十分に可能と考えている。)</p> <p>◇成年後見に関われないような場合でも、日常生活自立支援事業との連携・連絡を心がけている。</p> <p>◇地域の高齢者及び関係機関に制度を周知している。</p> <p>◇制度活用の観点から、様々な関係機関からの情報把握を行うとともに、制度が必要と思われる方の情報がセンターへ入る体制ができている。</p>	<p>◇制度を理解し、他機関と連携しながら実際に制度の活用に関わっている(事例が発生していない場合、活用に関わることが十分に可能と考えている。)</p> <p>◇成年後見に関われないような場合でも、日常生活自立支援事業との連携・連絡を心がけている。</p> <p>◇地域の高齢者及び関係機関に制度を周知している。</p>	<p>◇制度の理解が不十分で、対応に不安がある。</p> <p>◇日常生活自立支援事業の理解が不十分で、対応に不安がある。</p>

項目	評価の目安		
	◎ (市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している)	○ (市が求める水準を満たした業務を実施している)	△ (市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する)
② 高齢者虐待への対応	<p>◇仙台市高齢者虐待防止マニュアル等をもとに、区役所をはじめ他機関と連携し、適切に対応を行っている(事業が発生していない場合、手順の整理を行うといった工夫をして適切な対応が十分に可能であると考えている。)</p> <p>◇地域の高齢者及び関係機関に高齢者虐待防止に関する啓発を実施している。</p> <p>◇地域の高齢者及び関係機関に虐待防止の観点から情報把握に努めている。</p> <p>◇地域の関係機関と虐待防止のためのネットワークを構築している。(過去に虐待防止ネットワーク構築事業に取り組んでいれば、その成果を生かし事業を展開している。)</p>	<p>◇仙台市高齢者虐待防止マニュアル等をもとに、区役所をはじめ他機関と連携し、適切に対応を行っている(事業が発生していない場合、手順の整理を行うといった工夫をして適切な対応が十分に可能であると考えている。)</p> <p>◇地域の高齢者及び関係機関に高齢者虐待防止に関する啓発を実施している。</p>	<p>◇虐待に関する相談を受けた際、個人として対応しており、センターとしての対応には至っていない。</p> <p>◇地域の高齢者及び関係機関に周知を行うまでには至っていない。(又は、制度が十分に理解できていない。)</p>
③ 消費者被害の防止	<p>◇制度を理解し、消費生活センターや警察などの他機関と連携しながら適切に対応を行っている(事例が発生していない場合、適切な対応が十分に可能と考えている。)</p> <p>◇地域の高齢者及び関係機関にパンフレット等を活用しながら注意喚起を行っている。</p> <p>◇被害防止の観点から、様々な関係機関からの情報把握を行うとともに、被害が生じている可能性があると思われる方の情報がセンターへ入る体制ができている。</p>	<p>◇制度を理解し、消費生活センターや警察などの他機関と連携しながら適切に対応を行っている(事例が発生していない場合、適切な対応が十分に可能と考えている。)</p> <p>◇地域の高齢者及び関係機関にパンフレット等を活用しながら注意喚起を行っている。</p>	<p>◇消費者被害に関する相談を受けた場合に、消費生活センターや警察などの他機関との連携が不十分などの理由により、適切な対応が図れないケースがある。</p>

項目	評価の目安		
	◎ (市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している)	○ (市が求める水準を満たした業務を実施している)	△ (市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する)
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			
① 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携	<p>◇利用者の状態の変化に応じて、病院への入退院時等に医療機関と介護支援専門員等との連携が図れるよう調整を行っている。</p> <p>◇関係機関に対し、サービス担当者会議について理解が得られるよう働きかける等の支援を行っている。</p> <p>◇地域の介護支援専門員が医療機関をはじめとした関係機関と連携・協働できるよう独自の工夫を行っている。</p>	<p>◇利用者の状態の変化に応じて、病院への入退院時等に医療機関と介護支援専門員等との連携が図れるよう調整を行っている。</p> <p>◇関係機関に対し、サービス担当者会議について理解が得られるよう働きかける等の支援を行っている。</p>	<p>◇医療機関と介護支援専門員等とが連携できる関係に至っておらず、そのための調整も特に行っていない。</p>
② 介護支援専門員に対する個別支援	<p>◇必要に応じたケアプラン作成指導等を行っている。</p> <p>◇地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の状況を把握するとともに、支援の必要性の違いについて把握している。</p> <p>◇介護支援専門員を指導する際には、自立支援の理念を念頭に置き、介護支援専門員自身の問題解決能力を高めるよう行っている。</p> <p>◇地域の介護支援専門員について、個別相談がしやすいような環境づくりを行っている。</p>	<p>◇必要に応じたケアプラン作成指導等を行っている。</p> <p>◇地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の状況を把握するとともに、支援の必要性の違いについて把握している。</p> <p>◇介護支援専門員を指導する際には、自立支援の理念を念頭に置き、介護支援専門員自身の問題解決能力を高めるよう行っている。</p>	<p>◇ケアプラン作成指導等の実績が少ない(又はほとんど行っていない。)</p> <p>◇地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の状況把握に至っていない。</p>
③ 介護支援専門員を対象にした研修会等の実施による支援	<p>◇センター単独又は複数センター合同で、介護支援専門員を対象に実践力を高める研修等を複数回開催している。</p> <p>◇地域の介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援している。</p> <p>◇研修会の内容を計画的に定めているとともに、介護支援専門員の資質向上に向けた目標・方向性をセンターとして明確に定めている。</p>	<p>◇センター単独又は複数センター合同で、介護支援専門員を対象に実践力を高める研修等を複数回開催している。</p> <p>◇地域の介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援している。</p>	<p>◇介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の複数回開催には至っていない。</p>

項目	評価の目安		
	◎ (市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している)	○ (市が求める水準を満たした業務を実施している)	△ (市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する)
4. 介護予防関連業務			
① 二次予防事業対象者の把握と介護予防ケアマネジメントの勧奨	<p>◇地域の関係機関における説明会等、機会を捉えて介護予防の啓発を行ったうえで豊齢力チェックリストを実施している。</p> <p>◇豊齢力チェックリストに該当した方に対し、計画的にアプローチを行っている。</p> <p>◇豊齢力チェックリストに該当した方のうち、優先順位がより高いと判断した方に対して、総合相談の一環として状態像やニーズをアセスメントし、状況に応じた適切な支援策を検討している(元気応援教室に限らず、介護予防教室や自主グループや自宅での運動等、様々な要素を踏まえたケアマネジメントを行っている。)</p> <p>◇地域の医療機関への協力依頼を行っている。</p> <p>◇前年度に豊齢力チェックリストに該当し、介護予防ケアマネジメントにつながった方に対し、定期的なモニタリングを行っている。</p>	<p>◇地域の関係機関における説明会等、機会を捉えて介護予防の啓発を行ったうえで豊齢力チェックリストを実施している。</p> <p>◇豊齢力チェックリストに該当した方に対し、計画的にアプローチを行っている。</p> <p>◇豊齢力チェックリストに該当した方のうち、優先順位がより高いと判断した方に対して、総合相談の一環として状態像やニーズをアセスメントし、状況に応じた適切な支援策を検討している(元気応援教室に限らず、介護予防教室や自主グループや自宅での運動等、様々な要素を踏まえたケアマネジメントを行っている。)</p>	<p>◇来所者に豊齢力チェックリストを実施する程度で、地域の関係機関への働きかけまでは行っていない。</p> <p>◇豊齢力チェックリストに該当した方に対して、状況に応じた適切な支援策を検討していない。</p>
② 介護予防の目的を意識したケアマネジメント	<p>◇利用者の自立支援に向けた目標指向型のマネジメントを行っている。</p> <p>◇事業者等と目標を共有するよう取り組み、実施状況を定期的に確認している。</p> <p>◇サービス内容の調整において、インフォーマルサービスの活用も視野に入れ、本人にとってもっとも必要とされるサービスを把握し、プランに取り入れている。</p> <p>◇元気応援教室に参加した方が自分で介護予防の取組を継続できるよう、介護予防教室や自主グループにつなげる等、定期的なモニタリングを行っている。</p>	<p>◇利用者の自立支援に向けた目標指向型のマネジメントを行っている。</p> <p>◇事業者等と目標を共有するよう取り組み、実施状況を定期的に確認している。</p> <p>◇サービス内容の調整において、インフォーマルサービスの活用も視野に入れ、本人にとってもっとも必要とされるサービスを把握し、プランに取り入れている。</p>	<p>◇利用者の要望に対応したマネジメントを行っており、利用者の自立支援に向けた目標指向という観点では取り入れている。</p> <p>◇サービス提供において、利用者の求めるサービスをプランに取り入れるに止まっている。</p>

平成26年度地域包括支援センター自己評価の着眼点(その6)

【参考資料2】

項目	評価の目安		
	◎ (市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している)	○ (市が求める水準を満たした業務を実施している)	△ (市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する)
③ 地域の介護予防活動の支援(介護予防自主グループ及びサポーター支援を含む)	<p>◇地域の関係機関やボランティア団体等からの要望に応じるとともに、介護予防・健康づくりについての講師等を行っている。</p> <p>◇介護予防自主グループの活動を把握し、支援を行うとともに、継続的に活動が出来るよう自立性を高めるための働きかけを行っている。(自主グループが育成されたセンターのみ)</p> <p>◇地域の関係機関やボランティア団体等へ積極的に出向き、地域の機運を高めている。</p> <p>◇介護予防自主グループを地域に戦略的に育成している、または地域全体に存在している。</p> <p>◇センター独自で介護予防組織の育成、支援を積極的に実施している。</p>	<p>◇地域の関係機関やボランティア団体等からの要望に応じるとともに、介護予防・健康づくりについての講師等を行っている。</p> <p>◇介護予防自主グループの活動を把握し、支援を行うとともに、継続的に活動が出来るよう自立性を高めるための働きかけを行っている。(自主グループが育成されたセンターのみ)</p>	<p>◇地域の関係機関等に対する支援は特段行っていない(協力要請もない。)</p>
④ 介護予防教室の実施	<p>◇担当圏域の実状を踏まえ、計画的に開催場所の選定を行っている。</p> <p>◇開催にあたっては積極的に周知を図るとともに、参加者が固定されないよう配慮している。</p> <p>◇参加者が教室終了後も自宅等で自主的に介護予防に取り組めるように働きかけている。</p> <p>◇閉じこもりがちな高齢者の外出の機会づくりとしたり、地域の新たな社会資源創成のきっかけにするなど、地域課題を解決するために介護予防教室を企画している</p>	<p>◇担当圏域の実状を踏まえ、計画的に開催場所の選定を行っている。</p> <p>◇開催にあたっては積極的に周知を図るとともに、参加者が固定されないよう配慮している。</p> <p>◇参加者が教室終了後も自宅等で自主的に介護予防に取り組めるように働きかけている。</p>	<p>◇担当圏域のごく一部での開催に留まっており、今後圏域全体で開催する計画もない。</p> <p>◇参加者が固定され、高齢者への幅広い普及啓発に資するものには至っていない。</p> <p>◇一部について介護予防の趣旨に合わない内容の教室となっている。</p>

項目	評価の目安		
	◎ (市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している)	○ (市が求める水準を満たした業務を実施している)	△ (市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する)
5. 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり			
① 担当圏域全体への地域包括支援センターの周知・浸透	<p>◇担当圏域全体に対し周知を行っている。</p> <p>◇地域の広報紙等で継続的に広報を行っている。</p> <p>◇地域の催し等に参加するなど、機会を積極的に捉えてPRを行っている。</p> <p>◇担当圏域全体から相談が寄せられているとともに、センターの業務や役割についても圏域全体に浸透している。</p>	<p>◇担当圏域全体に対し周知を行っている。</p> <p>◇地域の広報紙等で継続的に広報を行っている。</p> <p>◇地域の催し等に参加するなど、機会を積極的に捉えてPRを行っている。</p>	<p>◇担当圏域に概ね周知したが、一部周知が行き届いていない地域がある。</p>
② 地域における関係機関とのネットワーク構築	<p>◇以下の関係機関と連絡が取り合える関係にあり、ネットワークの必要性について働きかけている。 各民児協、町内会、老人クラブ、居宅介護支援事業所、サービス事業者、地区社協等</p> <p>以下の関係機関と連絡が取り合える関係にあり、ネットワークの必要性について働きかけている。 交番、病院・診療所、ボランティア等</p> <p>◇インフォーマルな社会資源に関する情報収集を行っているとともに、その創出を行っている。</p>	<p>◇以下の関係機関と連絡が取り合える関係にあり、ネットワークの必要性について働きかけている。 各民児協、町内会、老人クラブ、居宅介護支援事業所、サービス事業者、地区社協等</p>	<p>◇以下の関係機関と連絡が取り合える関係にない。または、関係機関の全体を把握していない。 各民児協、町内会、老人クラブ、居宅介護支援事業所、サービス事業者、地区社協</p>
③ 担当圏域包括ケア会議等の開催	<p>◇地域の実情に合わせた開催エリアを設定し、複数回開催している。</p> <p>◇参加機関は医療機関・町内会・民生委員・サービス事業者など、高齢者に関する地域の関係機関が概ね網羅されている。</p> <p>◇会議の内容はセンターの紹介に留まらず、計画的にテーマが定められている。</p> <p>◇地域全体を網羅している(又は今後全体の網羅に向けた計画を立てている。)</p> <p>◇地域にどのような課題があるか参加機関と共有し、解決策に向けて議論を行っている。</p>	<p>◇地域の実情に合わせた開催エリアを設定し、複数回開催している。</p> <p>◇参加機関は医療機関・町内会・民生委員・サービス事業者など、高齢者に関する地域の関係機関が概ね網羅されている。</p> <p>◇会議の内容はセンターの紹介に留まらず、計的にテーマが定められている。</p>	<p>◇開催しているが、参加機関が例えば事業者だけである等、地域の関係機関が網羅されていない(又は開催していない。)</p>

項目	評価の目安		
	◎ (市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している)	○ (市が求める水準を満たした業務を実施している)	△ (市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する)
6. 認知症関連業務			
① 早期発見・対応	<p>◇地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることについて積極的に周知を行っている。</p> <p>◇必要に応じて仙台市版アセスメントシート等を活用し、総合的な観点から状態像や課題を把握し、支援方針を立案している。</p> <p>◇適切な支援につなげるため、アセスメントの内容や支援方針等について医療機関をはじめとする関係機関と積極的な情報共有を行っている。</p>	<p>◇地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることについて積極的に周知を行っている。</p> <p>◇必要に応じて仙台市版アセスメントシート等を活用し、総合的な観点から状態像や課題を把握し、支援方針を立案している。</p>	<p>◇地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることについて周知を行っていない。</p> <p>◇総合的な観点から状態像や課題を把握していない支援方針にとどまっている。</p>
② 本人・家族支援	<p>◇介護に関する家族からの相談に対して適宜対応を行っている。</p> <p>◇本人・家族の支援に係る情報・資源を把握し、必要に応じて情報提供を行っている。</p> <p>◇その他、本人・家族支援に関する独自の取り組みを行っている。</p>	<p>◇介護に関する家族からの相談に対して適宜対応を行っている。</p> <p>◇本人・家族の支援に係る情報・資源を把握し、必要に応じて情報提供を行っている。</p>	<p>◇介護に関する家族からの相談に対して対応を行っていない。</p>
③ 地域における支援体制づくり	<p>◇町内会や民生委員、地域のサロン等において積極的に啓発活動を行っている。</p> <p>◇認知症の方本人や家族の想いや認知症の方をとりまく地域の状況を把握し、課題について整理している。</p> <p>◇その他、認知症の方に関わる様々な関係機関に対して積極的に啓発活動を行っている。</p> <p>◇その他、支援体制づくりに関する独自の取り組みを行っている。</p>	<p>◇町内会や民生委員、地域のサロン等において積極的に啓発活動を行っている。</p> <p>◇認知症の方本人や家族の想いや認知症の方をとりまく地域の状況を把握し、課題について整理している。</p>	<p>◇町内会や民生委員、地域のサロン等において積極的に啓発活動を行っていない。</p>

項目	評価の目安		
	◎ (市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している)	○ (市が求める水準を満たした業務を実施している)	△ (市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する)
7. 運営体制			
① 3職種その他の職員の職務分担及び連携	<p>◇地域ごとに担当制を敷くなど、基準を置いて分担を行っている。</p> <p>◇困難事例等については、チームアプローチを念頭に置いた対応をとっている。</p> <p>◇日常の業務内容について、所長が網羅的に把握し、適宜業務評価を実施している。</p> <p>◇センターの年間計画や目標について、全職員が共有し、達成に向けた進行管理が行われている。</p>	<p>◇地域ごとに担当制を敷くなど、基準を置いて分担を行っている。</p> <p>◇困難事例等については、チームアプローチを念頭に置いた対応をとっている。</p> <p>◇日常の業務内容について、所長が網羅的に把握している。</p> <p>◇センターの年間計画や目標について、全職員が共有している。</p>	<p>◇担当割の基準がなく、相談を受けた職員が担当者となる状況である。</p> <p>◇チームアプローチによる対応がなされていない。</p> <p>◇日常の業務内容について、所長が把握できていない。</p> <p>◇センターの年間計画や目標について、全職員が共有するまでには至っていない。</p>
② 中立・公正の確保	/	<p>◇職員全員が、地域包括支援センターは中立・公正でなければならないことを理解し、日々の業務で心掛けている。</p> <p>◇必要に応じ市から交付された職員証を活用するなど、市の委託事業であることを周知している。</p> <p>◇サービスの紹介などでは、特定の事業所だけでなく複数の事業所を提示し、利用者が選択できるようにしている。</p>	<p>◇中立・公正の確保について、職員の理解が不足している。</p> <p>◇サービスの紹介などにおいて、複数事業所を提示せず、利用者が選択できるような配慮ができていない。</p>
③ 業務改善への取組み	<p>◇利用者や家族からの要望・意見を聞き、必要に応じてセンターの運営に反映させている。</p> <p>◇業務日誌等で日々の業務における課題・反省点を把握・共有し、改善を図る仕組みが構築され、成果を上げている。</p>	<p>◇利用者や家族からの要望・意見を聞き、必要に応じてセンターの運営に反映させている。</p> <p>◇業務日誌等で日々の業務における課題・反省点を把握している。</p>	<p>◇利用者や家族からの要望・意見を反映させるまでに至っていない。</p> <p>◇日々の業務における課題・反省点を把握する仕組み(業務日誌等)は作成していない。</p>
④ 職員の資質向上	<p>◇市や国の主催するセンター職員向けの研修には必ず職員を参加させている。</p> <p>◇研修での受講内容についてはセンター内で伝達する機会を設け、参加しなかった職員へも共有するようにしている。</p> <p>◇運営法人やセンター独自でセンターの業務に役立つ研修を実施している。あるいは、自己研鑽に関する助成等の制度がある。</p>	<p>◇市や国の主催するセンター職員向けの研修には必ず職員を参加させている。</p> <p>◇研修での受講内容についてはセンター内で伝達する機会を設け、参加しなかった職員へも共有するようにしている。</p>	<p>◇市や国の主催するセンター職員向けの研修に明確な理由なく参加させていない場合がある。</p>

平成26年度指定介護予防支援事業所指導の実施結果について

1 実施目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）が指定介護予防支援事業所として実施する事業について、介護保険法第23条に基づき、指定基準遵守状況、介護報酬請求状況、介護予防ケアマネジメント実施状況を現地で確認し、必要に応じ指導することにより、介護給付対象サービスの質の向上及び介護給付の適正化を図ることを目的とする。

2 実施日程等

○実施期間：平成26年9月16日～平成26年10月31日

○指導対象：計17センター

・前年度実地指導未実施の事業所のうち「原則3年に1度」行うべきものとして選定した事業所（17か所）

3 実施方法

事前に介護予防サービス計画書等の提出を受け、それをもとに介護予防ケアマネジメントの実施状況について確認するとともに、プラン作成者には介護予防支援の具体的な取扱方針を基に作成した自己評価表を用いてのプランの評価を依頼し、当日、その結果に基づきヒアリングを行った。

上記に加え、運営状況や掲示物の現地確認、事前提出以外の利用者や委託している利用者に係る介護予防サービス計画等の抽出を行い、運営基準全般の遵守状況について確認を行った。

指 導 項 目	
1 基本方針	① サービス事業所を公平中立に選定しているか
2 人員に関する基準	① 人員基準が遵守されているか
3 運営に関する基準	① 管理者としての責務を果たしているか
	② 運営規程は変更部分が訂正されているか
	③ 必要な掲示はされているか
	④ 業務上の守秘義務や個人情報の取扱いは適切か
	⑤ 利用者が正当な理由なしに要支援の程度を増進させたり、不当な行為によって保険給付を受けたりしているのを確認した場合、遅滞なく市に通知しているか
	⑥ 要支援認定に係る支援を行っているか
	⑦ 利用者からの苦情に適切に対応しているか
4 介護予防ケアマネジメントの実施状況	① ケアマネジメント業務を適切に実施しているか
	② 委託した居宅介護支援事業者に対し、ケアマネジメント業務を適切に実施させているか

5 介護報酬の算定	① 給付管理を適正に実施しているか
	② 介護報酬を適正に算定しているか

4 指導結果

(1) 総括

全体としては、概ね適正に事業運営がなされていた。改善を要する事項が確認された事業所についても、文書指導等により改善が見込まれる状況であった。

(2) 各指導項目の実施状況

(基本方針)

- ・ 公正中立な事業運営については、概ね適切に実施されていた。一部のセンターにおいて、利用者への介護予防サービス等の提供が、特定の事業者に偏っている状況が確認されたが、利用者の選択に基づき提供しており、公正中立性を損なっているものではなかった。

当該事業所に対しては、サービス事業所の選定に当たり、利用者の心身の状況や意向を踏まえた上で利用者の課題の解決にあった事業所を複数選択・紹介した上、利用者の選択に基づきサービスを位置付けるなど、公正中立な事業運営になおいっそう留意するよう指導した。

(人員に対する基準)

- ・ 概ね適切に配置されていた。

(運営に関する基準)

- ・ 概ね適切に運営されていた。

(介護予防ケアマネジメントの実施状況)

- ・ 基準上求められている介護予防ケアマネジメント一連の業務については、概ね適切に行われていたが、一部のセンターにおいて、3か月に1回の自宅訪問や利用者本人へのモニタリングを実施していない事例が確認され、改善を指導した。
- ・ 指定居宅介護支援事業者に委託した介護予防ケアマネジメント業務について、各センターは指定居宅介護支援事業所による委託業務の実施状況を概ね適切に把握していたが、一部、モニタリングの実施状況を確認していないなど把握が不十分な事例が確認され、改善を指導した。

(介護報酬の算定)

- ・ 概ね適正に行っているが、一部のセンターにおいて加算の算定要件として求められている手順を一部踏んでいない事例が確認され、改善を指導した。

5 今後の対応

実地指導を実施した17事業所に対して指導結果を通知し、改善を要する事項については、文書による報告を求めた上、改善状況を確認する。

平成 27 年度地域包括支援センター受託法人選定の方針等について

1 平成 27 年度受託法人の選定方針

平成 27 年度地域包括支援センター設置運営事業委託については、事業評価及び指導の結果も踏まえ、以下の方針としたい。

現在設置しているセンターについては、今年度の受託法人に対して継続して事業を委託する。平成 24 年度より 3 年間の複数年契約を行っている 43 センターについては継続して平成 27 年度から 3 年間の複数年契約とする。また、平成 26 年度まで単年契約となっている 6 センターについても、平成 27 年度より 3 年間の複数年契約とする。

理由

- ・全てのセンターにおいて、平成 24 年度から平成 26 年度の間に 1 回以上の事業評価を実施し、いずれも委託業務を適正に実施していることを確認しているため。
- ・現在の利用者や関係のある医療・福祉関係者と継続して関係を築くことができるとともに、これまで培ってきた実績や経験、地域とのつながりを活かせるため。

2 受託法人の意向

平成 26 年 10 月 1 日付で、現在の受託法人を対象に、平成 27 年度以降の受託に関する意向調査を実施し、現在受託している全ての法人から引き続き受託する意向が示された。

3 今後の対応

平成 27 年度予算の成立後に事前調整を行い、平成 27 年度当初に 3 年間の複数年契約を締結する。